

# 黒川地域行政事務組合議会会議録

令和5年8月8日 第4回定例会

黒川地域行政事務組合

第4回黒川地域行政事務組合（定例会）

令和5年8月8日（火曜日）

出席議員（16名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	菊池美穂君	4番	畑山和晴君
5番	渡辺良雄君	6番	小川克也君
7番	赤間しづ江君	8番	文屋裕男君
9番	大友三男君	10番	金子透君
11番	高橋正俊君	12番	千坂裕春君
13番	門間浩宇君	14番	藤巻博史君
15番	和賀直義君	16番	犬飼克子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事長	浅野元君
理事	田中学君
理事	若生裕俊君
理事	小川ひろみ君
代表監査委員	木村祐喜君
助役	鎌田節夫君
総務課長	明石良孝君
財政課長	日野正樹君
会計管理者	石川勉君
財政課参事	田中孝幸君
業務課長	佐藤初雄君
業務課参事	清野康広君
消防本部消防長	

消 防 本 部 次 長	高 橋 正 君
消 防 本 部 総 務 課 長	山 家 貴 広 君
消 防 本 部 警 防 課 長	中 島 猛 君
消 防 本 部 指 令 課 長	田 口 学 君
消 防 本 部 予 防 課 長	水 上 孝 夫 君
黒 川 消 防 署 長	石 川 久 志 君

職務のため議場に参加した職員

総 務 課 参 事	碓 井 豪 君
総 務 課 主 任	野 口 綾 君
総 務 課 主 事	遠 藤 瑛 成 君

議事日程

令和5年8月8日（火曜日）

午前9時58分 開会

第 1	会議録署名議員の指名	4 頁
第 2	会期の決定について	4 頁
第 3	一般質問	8 頁
第 4	議案第18号	10 頁
第 5	議案第19号	10 頁
第 6	認定第 1号	16 頁
第 7	認定第 2号	30 頁
第 8	認定第 3号	32 頁
第 9	認定第 4号	34 頁
第10	認定第 5号	40 頁
第11	報告第 1号	43 頁

午後 1時42分 閉会

本日の会議に付された事件

- 議案第 18 号 黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第 19 号 令和 5 年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第 2 号）
- 認定第 1 号 令和 4 年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 令和 4 年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 令和 4 年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 令和 4 年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定について
- 認定第 5 号 令和 4 年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定について
- 報告第 1 号 令和 4 年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告について

午前9時58分 開会

○議長（犬飼克子君） 皆さん、おはようございます。

少々定刻前ではございますが、おそろいですので始めさせていただきたいと思います。

開会に先立ちまして、お知らせします。

本日は、クールビズも推進されておりますのでノーネクタイで背広もお脱ぎいただいて結構です。

次に、執行部の出席者でございますが、大郷町長田中理事より公務のため午後から出席となる報告がありましたのでお知らせします。

それでは、ただいまの出席議員は16人です。

ただいまから令和5年第4回黒川地域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（犬飼克子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番畑山和晴君、5番渡辺良雄君を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（犬飼克子君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、7月19日に開催されました議会運営協議会における協議結果を受け、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（犬飼克子君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

それでは、理事長より提出議案の説明を含め挨拶を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 皆さん、おはようございます。

組合議会定例会に当たりまして、御挨拶を申し上げたいと思います。

本日ここに令和5年第4回黒川地域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私ともに御多用中にもかかわらず御出席をいただきまして、誠にありがと

うございます。日頃より本組合の事務事業運営に対しまして議員の皆様の御指導と御協力を賜り、厚く御礼と感謝を申し上げます。

初めに、今年は7月下旬から猛暑日が続き、宮城県に熱中症警戒アラートが出されるなど熱中症に対する注意喚起がなされておるところですが、管内におきましても7月から熱中症による救急搬送が増加し、昨年同月と比較し20件増の44件でございました。8月に入りましても暑い日が続いておりますことから、消防部門におきましては地域住民の安心・安全のため使命感を持って適切な救急対応に努めてまいります。

次に、新消防庁舎建設事業にかかる進捗状況について御報告申し上げます。

当事業につきましては、昨年8月に基本設計が完了し、同年11月に実施設計業務の委託契約を締結後、各検討部会を計14回実施いたしまして、現在は設計図書の作成を進めておるところでございます。今月からは建設費の積算に取りかかる計画であり、順調に進捗しております。今後のスケジュールでございますが、本年11月までに実施設計が完了し、令和8年4月の開庁を目指しまして、来年度当初からの建設工事着工に向け事業を推進してまいります。

さて、本日は令和4年度各種会計決算等の提出議案の御審議をお願いいたしますが、提出議案の説明に入ります前に主な事業状況等について御報告申し上げます。

初めに、衛生部門から御報告申し上げます。

黒川浄斎場につきましては、平成26年4月に火葬業務を民間に委託してから9年が経過し、令和4年度の火葬執行は875件と年々増加している状況でございます。

環境衛生センター・し尿処理施設につきましても、平成23年4月より施設の運転管理を民間委託し12年が経過しているところでございます。令和4年度のし尿処理及び浄化槽汚泥の総搬入量は1万4,501キロリットルで、昨年度に比べ0.5%の増となりました。引き続き施設維持管理基準と水質基準を遵守した施設管理に努めますとともに、今後予定しております、し尿処理施設の更新に向け事業を推進してまいります。

環境管理センター・ごみ処理施設につきましては、平成30年4月より、ごみ焼却施設の運転管理を民間に委託してから5年が経過し、受託者による24時間連続運転により、安定したごみの処理とダイオキシン類等の環境基準を遵守した施設管理を行っております。

また、ペットボトル処理施設をはじめとするリサイクル施設におきましては資源の回収処理を効率的かつ効果的に行い、一般廃棄物最終処分場におきましては埋立て処理を適切に行い、施設維持管理基準に基づいた施設管理に努めてまいります。

なお、令和4年度のごみの総搬入量は1万5,680トンで、昨年度に比べ1.9%の減となりました。引き続き関係町村と連携し、循環型社会推進地域計画に基づき、ごみの減量化及びリサイクルの推進に取り組んでまいります。

衛生部門の各施設は住民生活に直接関係いたしますので、今後とも計画的な維持補修を行い適切な施設の維持管理を図ってまいります。

続いて、消防部門について御報告申し上げます。

管内におけます本年上半期の災害発生状況でございますが、火災が27件で、うち建物火災が12件となり、昨年1年間で発生した火災件数30件に迫る状況となっておりますことから、引き続き関係機関と連携を取り、危機感を持って火災予防の徹底を図ってまいります。また、救急出場は2,038件で昨年上半期に比べ166件の増加となり、過去最大の出場となった令和4年を上回る状況で推移しております。今後も感染者数の増加が続いている新型コロナウイルス感染症、気候変動による熱中症患者の増加、さらには高齢化社会に伴う救急搬送需要の増加に適切に対応し、さらなる救命率向上に努め、地域に密着した消防体制の維持を図ってまいります。

続いて、病院事業について御報告申し上げます。

公立黒川病院の令和4年度の管理運営状況でございますが、去る7月4日に開催いたしました管理運営協議会におきまして指定管理者より報告を受けたところでございます。令和4年度につきましても、新型コロナウイルス感染拡大による影響を受ける中、入院患者数につきましては1日当たりの業務予定量106人に対し112.2人と上回りましたが、外来患者数は1日当たりの業務予定量191人に対し185.4人となる状況でございました。

続いて、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の第5類感染症に位置づけられた5月以降の対応状況でございますが、院内感染防止のため現在もマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を継続し、7月からは入院患者への面会を一律禁止から予約制に緩和するなど柔軟に対応しているところでございます。

次に、現在の常勤医師の配置状況につきましては、令和5年4月より2名増となり17名による診療体制が執られております。昨年度は病院経営に厳しい環境でありましたが、指定管理者におきましては、令和5年4月1日より新たに高橋広喜病院長を迎え、角田 浩管理者を筆頭に、「全ては地域のみなさまのために」をスローガンとして黒川地域の地域医療を守るため経営努力を続けているところでございます。今後も、開設者として指定管理者と連携し病院経営に努めてまいります。

続いて、介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会の状況でございますが、昨年度は新型コロ

ナウイルス感染症拡大を受け、審査方式を対面から書面に切り替え審査を行ってまいりましたが、本年2月には感染者数が減少してきたことに伴い、本来の対面方式に戻し、公平・公正かつ適切な審査判定を行っておりますので御報告申し上げます。

以上、各部門の事業状況等につきまして御報告を申し上げますが、議員皆様方の一層の御理解と御指導をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提出しております議案につきまして概要を御説明申し上げます。

初めに、議案第18号の火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、関係省令等の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第19号につきましては、令和5年度の一般会計予算の補正をお願いするもので、人事異動に伴う人件費の調整、環境管理センターの作業用車両の修繕費用を追加するものでございます。

認定第1号から認定第5号につきましては、令和4年度各種会計の歳入歳出決算について認定をお願いするものでございます。

一般会計は、歳入総額28億1,682万4,000円で前年度に比べ30.4%の増、歳出総額は26億5,311万3,000円で前年度に比べ28.4%の増となっております。主な増加の要因としましては、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線の更新事業によるものでございます。

介護認定審査会特別会計は、前年度に比べ歳入が15.8%の増、歳出が8.3%の増となり、障害支援区分認定審査会特別会計は前年度に比べ歳入が0.3%の減、歳出は1.3%の減となるものでございます。

病院事業会計は、事業収益が2億562万9,000円で前年度に比べ2.1%の増、事業費用は3億8,616万1,000円で前年度に比べ58.2%の減となりました。

訪問看護ステーション事業会計につきましては、利用料金制への移行に伴い、事業収益として預金利息のみの計上となるものでございます。

以上が各種会計決算についてでございます。

報告第1号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により病院事業並びに訪問看護ステーション事業の各会計に関わる資金不足の比率について報告するものでございます。

以上が本日提出しております議案の概要でございますが、何とぞ慎重に御審議をいただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。



### 日程第3 一般質問

○議長（犬飼克子君） 日程第3、会議規則第60条の規定に基づき一般質問を行います。

発言を許可します。12番千坂裕春君。

○12番（千坂裕春君） 消防年報について。

上記の発行目的として、今後の消防防災行政の合理的な運営と消防力の充実強化に資するとともに、消防行政の実態を広く一般に紹介し防火思想の高揚を図ることを目的として作成されたものと記載されております。

以下に理事長にお伺いします。

1、発行部数と配布先はどちらでしょうか。

2、例えば、防火対象物立入検査実施件数の項目では、実施件数の記載と併せて、実態をより詳細に把握できる改善指摘件数、改善件数の記載をすべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（犬飼克子君） 答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、ただいまの御質問にお答えをします。

初めに、発行部数と配布先の御質問でございます。

発行部数につきましては100部でございます。

配布先につきましては、構成市町村、組合議会議員をはじめ県内各消防本部などがございます。また、組合のホームページにも掲載をして広く周知しているところでございます。

続いて、防火対象物立入検査実施件数の項目についての御質問でございますが、立入検査の指摘事項につきましては、自動火災報知設備、屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置義務があるにもかかわらず設置していない重大な違反から、消防計画の未修正や消防用設備点検実施結果報告書の未提出などの軽微な違反まで多様でございます。また、違反の多くは軽微なものでございますことから当消防本部では掲載はしておりません。

なお、自動火災報知設備などの未設置の重大な消防法令違反がある対象物につきましては、火災予防条例第58条の4に規定します違反対象物公表制度に基づき組合ホームページで公表しておりますが、現在該当する対象物はございません。

今後も、黒川地域の安全、安心確保のための情報提供に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 再質問・答弁は、質問席・答弁席にてお願いいたします。12番千坂裕春君。

○12番（千坂裕春君） 再質問を開始いたします。

まず1 要旨目、発行部数100部、配布先、構成の市町村ということは理解しました。そのほかにインターネットの掲載ということでしたが、インターネットの最大の弱点といいますか、その存在が分からないとアクセスを試みないという状況がある中で一体どのくらいのアクセス件数されているのかをまずお聞かせいただきたいのと、こういったものを、例えばインターネットに掲載するのは時代の情勢としてやぶさかではないんですが、広報に抜粋版というような形で載せた上で詳細はインターネットを参考してくださいというようなやり方もあるんじゃないかなという提案でした。

2 番目の改善の指摘件数、または指摘したことによって改善が図られたというようなものは、やはり発行の目的である防火思想の高揚に図るものかなと感じておりますので、ぜひ今後そういったものを掲載すべきと考えますが、再度、理事長のお考えをお伺いします。

○議長（犬飼克子君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） ただいまの再質問でございますが、まず100部に対しての御意見でございます。インターネットアクセス件数、ちょっと今カウントしていない状況でございますので、申し訳ございません、数値はちょっと把握してないところでございます。またインターネットを見る人、いろいろおありだと思います。抜粋について抜粋を上げてインターネットと今御提案でございましたけれども、全部を全部紹介するってなかなか難しいので抜粋という方法もあるのかもしれない。それについては、こういったものをどの部分をやればいいのかということもありますので、今後の課題にさせてもらいたいと思います。

それから、あともう一つは公表の件ですね。これにつきましてもこれまで公表してないところがございます。さっき言いましたとおり、注意事項に大きい小さいということはないのかもしれませんが、現実的に言えばスプリンクラーがついてないとかそういった大きなことと、あとは書類の整備あるいは棚の整理がちょっと、油のついたウエスがちょっとそっちにあったとかというのも一つの注意事項になっているところがございますので、それを全てチェックというのはなかなか難しいところがあると思います。公表というのについては、もしやるとすれば細分化して、もう少し分類分けか何かしながら、この部分についてとかというようなものも、そういうふうなことで考えないとなかなか難しいところあるのかなと思います。今のところは今こういった形でやっておりますが、そういったものについて、ほかの消防署、あと管内いろんな方の御意見をもらっているところもありますので、お話、そういった機会に話し合い、話し合いといえますか、意見も聞きながら今後の参考にさせてもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（犬飼克子君） 以上で、12番千坂裕春君の一般質問を終了します。

---

日程第4 議案第18号 黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（犬飼克子君） 日程第4、議案第18号黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。予防課長水上孝夫君。

○予防課長（水上孝夫君） 議案第18号について御説明いたします。

黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例でございます。議案書の1ページから3ページ、併せて別冊の条例議案新旧対照表1ページから4ページを御覧願います。

今回の改正は、条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和5年2月21日に公布されたことに伴い火災予防条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、近年、電気自動車等への急速充電設備の高出力化のニーズが高まっていることを受けまして、従来は変電設備とみなされていた急速充電設備も含め、現在普及している設備の実態を踏まえまして所要の改正が行われるものでございます。また、平成30年7月に健康増進法が改正され、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となりました。火災予防条例においても標識を設置することを求めており、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため改正するものでございます。

なお、附則でございますが、施行期日は、急速充電設備につきましては令和5年10月1日、喫煙については公布の日からとなります。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

日程第4、議案第18号黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第19号 令和5年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（犬飼克子君） 日程第5、議案第19号令和5年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長日野正樹君。

○財政課長（日野正樹君） 議案書4ページを御覧願います。

議案第19号令和5年度一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ173万9,000円を追加いたしまして歳入歳出予算の総額を25億6,438万3,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

5ページを御覧願います。

第1表歳入歳出予算補正は歳入歳出それぞれ173万9,000円の追加でございまして、詳細については別冊の令和5年度一般会計補正予算に関する説明書で御説明いたします。

補正予算に関する説明書3ページを御覧願います。

初めに、歳入予算を御説明いたします。

1款1項1目市町村負担金は、歳出の人件費の補正に合わせ内訳を変更するものでございます。

6款1項1目財政調整基金繰入金は、歳出の修繕料の補正に合わせ計上するものでございます。続きまして、歳出予算を御説明いたします。

4ページを御覧願います。

2款1項1目一般管理費及び4款1項1目保健衛生総務費は、令和5年4月の人事配置に基づき人件費を補正するものでございます。

4款2項2目ごみ処理費は、環境管理センターで使用している灰出し運搬車の荷台及びミニホイールローダーのバケットの修繕が必要なことから計上するものでございます。

4款2項3目最終処分場費は、最終処分場で使用しているホイールローダーのブレーキの修繕が必要なことから計上するものでございます。

以上、令和5年度一般会計補正予算の説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第5、議案第19号令和5年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）を

採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、監査委員より令和4年度黒川地域行政事務組合各種会計決算審査及び令和4年度財政健全化審査について意見を求め、その後それぞれの議題を審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（犬飼克子君） 御異議なしと認めます。監査委員の審査意見後、それぞれ議題とすることといたします。

それでは、代表監査委員へ令和4年度黒川地域行政事務組合各種会計決算審査及び令和4年度財政健全化審査について意見を求めます。代表監査委員木村祐喜君。

○代表監査委員（木村祐喜君） それでは、令和4年度黒川地域行政事務組合各種会計決算審査意見書をお出し願いたいと思います。

1 ページをお開きください。

令和4年度黒川地域行政事務組合各種会計決算審査意見について申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された、令和4年度黒川地域行政事務組合各種会計の決算及び証書類その他政令で定められた書類を審査したので、次のとおり意見を提出いたします。

第1、審査の対象でございますが、（1）令和4年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算から（5）の令和4年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の5会計について審査いたしました。

第2、審査の期間でございますが、令和5年7月6日から7日までの2日間、畑山監査委員とともに審査いたしました。

次、2ページをお開きください。

第3、審査の方法ですが、理事会から提出された各種会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び公営企業会計に係る資金不足額等算定調書について、①から④の記載のとおり着眼しまして、公有財産、基金、物品の管理について、さらに帳票、証書を精査するとともに必要な資料の提出と説明を求め審査いたしました。

第4、審査の結果でございますが、審査に付された令和4年度各種会計歳入歳出決算書等については、関係法令に準拠して作成され、各種証書類を照合、審査した結果、計数はいずれも正確でありました。予算の執行状況は的確でかつ収入支出については合法的に行われ、各種帳票等もよく整理されており適正であると認めました。

なお、審査の概要及び意見は次のとおりであります。

第5、審査概要及び意見は次のとおりでございます。

1、令和4年度一般会計・特別会計決算総括表でございますが、歳入については御覧のとおり3会計について、収入未済額はございませんので収入率100%となっております。歳出についてでございますが、翌年度繰越額が計上されておりますが、3会計合計の執行率につきましては合計欄の執行率94.61%でございました。

2、令和4年度病院事業会計・訪問看護ステーション事業会計決算総括表でございますが、(1)収益的収入及び支出については表に記載のとおりでございます。

4ページをお開きいただきます。

(2)資本的収入及び支出についても表に記載のとおりでございます。

3、一般会計について申し上げます。歳入総額は28億1,682万4,000円となりまして、前年度比30.3%の増となっております。歳入については記載のとおりでございますが、特に例年と比較して増加しましたのは組合債4億5,450万円、前年度比3,217.5%の増。それから繰入金6,155万3,000円、前年度比268.7%。これらにつきましては、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線の更新事業に充当したものでございます。歳出総額は26億5,311万3,000円で前年度比28.4%の増となっております。義務的経費が13億4,161万9,000円と全体の50.6%を占めております。それから、中ほどですけれども、投資的経費は6億9,760万7,000円で前年度比347.8%の大幅な増となっております。これは高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線の更新事業が開始されたことによるものでございます。また、福島沖地震に伴う災害復旧工事を実施したところでございます。物件費につきましては5億7,623万2,000円で、前年度比9.4%の増となっております。また、実質収支額が1億198万4,000円で前年度比413.4%の大幅な増加となり、歳入の大部分を占める市町村負担金で組合運営に当たっていることから、適正な予算管理に努め不用額の縮減を求めます。

なお、部門ごとの意見については次のとおりでございます。

総括でございます。令和4年度については、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症蔓延防止に努めての事務事業推進となった。さらには世界的な政情不安による物価上昇など、各部門にお

いて施設の維持管理・消防活動には非常に厳しい状況となった1年でありました。

次ページですけれども、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月に第5類に移行され蔓延防止措置等は緩和されたものの、地域住民の安心安全の確保には万全を期すよう努められたい。また、世界的物価高は今後も続くものと考えられる状況であるので、各市町村と連携を図りながら、厳しい財政状況であります。年次計画に基づき、各施設の整備、維持補修に努めていただきたいと思います。ほかは記載のとおりでございます。

次、総務部門でございますが、人事評価制度導入から3年目を迎え、人事評価研修会等を通して職員への周知徹底を図られているものと認めました。評価方法については適正ではありますが、職員の士気高揚もつなげるので、より幅のある評価を期待するものでございます。また、年次有給休暇取得については昨年より改善されておりますが、さらに年休の取得しやすい環境を整え、休暇取得の向上に努められたい。

民生部門でございますが、適正に運営されていると認めました。

次に、衛生部門ですが、黒川浄斎場、環境衛生センターには記載のとおりでございます。環境管理センターは、管理業務を民間に委託しまして令和4年で5年目となり24時間の焼却運転は順調に稼働している。さらなる機器点検を努め、機器損傷による運転停止が長期にならないことを求めるものでございます。また、ごみの減量化は経費削減に直結するので、減量化の目標達成に向け関係町村と連携を図り、取組を強化されたいと思います。それから、一般廃棄物最終処分場は埋立率が58.22%となっており、埋立量の軽減を図りながら延命化に努めるとともに、適正な施設の維持管理及び浸出水処理水の水質管理に努めていただきたいと思います。

消防部門。消防においては、令和4年度に高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線機を整備し、令和5年度は救助工作車を整備する。今後も計画的な消防力強化に努められたい。消防本部、黒川消防署の庁舎建設が進められているが、その中で基本設計の繰越金が多額の不用額を出す結果になりました。事業実施に当たっては、事業内容を十分に検討し、適正な予算執行を求めます。令和8年度の新消防庁舎供用開始まで消防本部・黒川消防署の維持管理について、労働環境が低下しないよう努められたい。また、中・大型自動車運転免許取得の助成について、見直しを図り助成金額を上げたことは、柔軟な消防車両の運用と職員配置につながるので評価します。

4、介護認定審査会特別会計、それから、次の8ページの障害支援区分認定審査会特別会計につきましては記載のとおりでございます。

続いて、9ページをお開きください。

病院事業会計でございます。業務量、収益的収支、資本的収支については、表に記載のとおりとなっておりますので御覧ください。

続きまして10ページですが、病院の利用状況につきましては、病院患者数は一般病棟延べ2万5,349人、1日平均69.4人です。回復期リハビリテーション病棟延べ1万5,605人、1日平均42.8人、外来患者数は延べ5万4,325人、1日平均185.4人の利用状況でありました。また、診療に携わる指定管理者の職員数は213人で、うち常勤医師は前年度と同じ15人でありました。

病院事業収益は、事業収益2億559万3,000円となり前年度比2.1%の増となっております。また、医業収益は市町村の救急医療確保に要する市町村負担金が収益であり、医業外収益は企業債償還利子と人件費を含む維持管理費に係る市町村負担金が主な収入でありました。病院事業費用についても、利用料金制移行に伴い健康保険等診療報酬交付金が減少となり、事業費用は3億8,982万4,000円で前年度比57.8%の減となりました。以下は記載のとおりでございます。

次に7、訪問看護ステーション事業会計決算でございます。訪問看護ステーション事業会計決算。業務量、収益的収支については表に記載のとおりでございます。それから、訪問看護ステーションの事業会計につきましては、令和3年度から代行制から利用料金制に移行したことにより収支がほとんど発生してない状況となっております。この事業につきましては、病院の附帯事業として会計を病院事業会計と統合を図れるかどうか検討を求めるものでございます。

続いて、12ページでございます。

8、公有財産調書につきましては、前年度令和3年度と同様の数値でございますが、この表を御覧いただきたいと思っております。

次のページ、13ページ、基金でございますが、前年度末現在高が2億3,338万3,000円、決算年度中増減額が4,030万4,000円、決算年度末現在高1億9,307万9,000円となっております。基金の運用状況につきましては、決算年度中の増減で4,030万4,000円の減となり、年度末残高がさきの報告のとおりでございます。増加分につきましては、前年度決算剰余金1,000万円、それから指定管理者貸付金等1,124万9,000円の予算積立てで、減少分につきましては消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新事業に充当したものでございます。(3)物品につきましては、前年度同様、車両45台となっております。(4)債権であります。これにつきましては、指定管理者への貸付金9,000万円のうち決算年度中増減額が指定管理者より返済ありました642万9,000円の減となっており、決算年度末現在高8,357万1,000円となっております。

以上が、各種会計の決算審査意見書でございます。



続きまして、令和4年度黒川地域行政事務組合財政健全化審査意見書をお出しいただきます。

1 ページをお開きください。

令和4年度黒川地域行政事務組合財政健全化審査意見について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、審査に付された令和4年度黒川地域行政事務組合財政健全化を審査したので、次のとおり意見を提出します。

1、審査の対象。令和4年度公営企業会計に係る資金不足額調書、これは3ページに記載されているとおりでございます。

次の2ページ。2、令和4年度病院事業会計経営健全化審査意見書でございます。

(1) 審査の概要。この経営健全化審査は、理事長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

(2) 審査の結果。審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

(3) 個別意見及び是正改善を要する事項。資金不足は発生しておらず、特に指摘すべき事項はありませんでした。

3、令和4年度訪問看護ステーション事業会計経営健全化審査意見につきましては、病院事業会計と同様でございますので記載のとおりでございます。

以上が、令和4年度黒川地域行政事務組合財政健全化審査に関する意見でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬飼克子君） 以上で、代表監査委員による決算審査についての意見を終わります。

---

#### 日程第6 認定第1号 令和4年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定 について

○議長（犬飼克子君） 日程第6、認定第1号令和4年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

会計管理者に決算の概要説明を求め、その後に各担当部署へ朗読を省略し内容の説明を求めます。  
会計管理者日野正樹君。

○会計管理者（日野正樹君） 議案書の6ページを御覧願います。

認定第1号令和4年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでござい

ます。お配りしております別冊の各種会計決算書にて御説明申し上げます。

なお、別冊の決算附属資料に歳入歳出の詳細な決算概要を記載しておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。また、これまで決算附属資料に記載しておりました財産に関する調書につきましては、令和4年度決算は決算書の83ページ以降に記載しておりますので後ほど御確認をお願いいたします。

それでは、決算書の3ページ、4ページを御覧願います。

一般会計の歳入歳出決算でございます。3ページ下段の歳入合計でございます。予算現額28億378万2,000円に対しまして、調定額、収入済額、同額の28億1,682万3,503円となっております。

続きまして、5ページ、6ページを御覧願います。

下段の歳出合計でございます。予算現額28億378万2,000円に対しまして、支出済額は26億5,311万2,978円でございます。歳入歳出差引残額は1億6,371万525円ございまして、そのうち5,100万円を基金に繰入れさせていただくものでございます。

続きまして、37ページを御覧願います。

歳入歳出決算実質収支に関する調書でございます。実質収支に関する調書は1,000円単位となっております。区分4に記載しております翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額として6,083万円、事故繰越繰越額として89万7,000円、合計で6,172万7,000円でございます。区分5の実質収支額は1億198万4,000円でございます。

続きまして、一般会計の歳入決算を御説明申し上げます。

決算書の11ページ、12ページを御覧願います。

1款1項1目市町村負担金につきましては、収入済額は21億4,786万3,000円ございまして、こちらは組合規約に基づきまして各事業ごとの負担割合により納入をいただいているものでございます。

続きまして、2款1項1目衛生使用料は878万6,000円で斎場使用料でございます。同じく2目総務使用料は40万1,367円で、組合が所有しております各施設内の電力柱、電話柱の占有料や各施設に設置しております自動販売機の設置使用料でございます。

続きまして、2款2項1目衛生手数料は444万1,250円で、し尿及び浄化槽汚泥の処分手数料でございます。同じく、2目消防手数料は501万9,050円で政令によります消防危険物施設許可申請手数料でございます。

決算書13ページ、14ページを御覧願います。

3款1項1目衛生費国庫補助金は707万2,040円で、そのうち廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金は、東日本大震災の福島原子力発電所事故に伴いまして放射性セシウム測定を実施した事業費に対して補助を受けたものでございます。また、廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助金は、令和4年3月に発生いたしました福島県沖地震により被災した廃棄物処理施設についての災害復旧費国庫補助金でございます。

続きまして、4款1項1目消防費県委託金は6万5,300円で、宮城県からの移譲事務交付金でございます。

続きまして、5款1項1目財産貸付収入は1万7,619円で、旧衛生処理場跡地の電力柱、電話柱の占有料でございます。同じく、2目利子及び配当金は4,668円で財政調整基金の預金利子でございます。

続きまして、5款2項1目物品売払収入は110万8,100円で、公用車3台の売払収入でございます。

続きまして、6款1項1目繰越金は8,475万2,946円で前年度からの繰越金でございます。

続きまして、7款1項1目組合預金利子は6,956円で歳計現金の預金利子でございます。

次に、15ページ、16ページを御覧願います。

7款2項1目公営企業貸付金元利収入は660万5,350円で、公立黒川病院の指定管理者への貸付金の元利収入でございます。

続きまして、7款3項1目消防費受託事業収入は459万2,470円で、そのうち高速道路救急業務支弁金は高速道路での救急業務支弁金でございます。新型コロナウイルス感染者患者移送協力は、宮城県との覚書に基づきまして、新型コロナウイルス感染症に罹患した患者を各医療機関などへ移送する協力金でございます。

7款4項1目雑入は3,003万4,387円で、主なものは再資源物売払代1,878万7,138円、再商品化配分金922万8,596円でございます。

続きまして、8款1項1目消防債は4億4,180万円で、消防指令センター更新事業及び救急デジタル無線更新事業で借入れを行ったものでございます。同じく、2目災害復旧事業債は1,270万円で福島県沖地震による被災の復旧費用の財源として借入れたものでございます。

9款1項1目財政調整基金繰入金は6,155万3,000円で、財政調整基金を繰り入れたものでございます。

以上、一般会計の決算概要及び歳入決算の説明とさせていただきます。

続きまして、一般会計の歳出決算につきましては各担当より御説明申し上げますので、よろしく

お願いいたします。

○議長（犬飼克子君） 暫時休憩いたします。会議の再開は10分後の11時5分にいたします。

午前10時55分 休憩

---

午前11時05分 再開

○議長（犬飼克子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、引き続き一般会計歳出について御説明をいたします。

決算書17ページ、18ページ、決算附属資料につきましては14ページを併せて御覧願います。

初めに、1款議会費でございます。予算現額251万5,000円に対しまして支出済額236万5,254円、14万9,746円の不用額となっております。議会費は議会を開催するために要した費用となり、令和4年度は決算附属資料に整理しておりますとおり、定例会が3回、臨時会が2回おのおの招集され、36件の議案について御審議いただきました。また、全員協議会は3回開催いただき、記載の案件について説明を行い、議会において御理解をいただいたものでございます。議会費の主な支出の内容につきましては、議員の皆様方への報酬、費用弁償、会議録の筆耕翻訳料等でございます。

続きまして、2款総務費でございます。予算現額1億2,776万8,000円に対しまして支出済額1億2,648万1,222円、128万6,778円の不用額となっております。1項総務管理費1目一般管理費につきましては、支出済額1億1,318万1,056円で組合事務所の運営に要した経費でございます。決算附属資料は15ページからとなりますので併せて御覧願います。1節報酬は、理事会の報酬、情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬。2節、3節、4節は、助役及び総務課・財政課職員12人に係る給与等の人件費でございます。8節旅費、費用弁償は個人情報・情報公開審査会開催時の委員に対する交通費、普通旅費は職員研修の際に要した日当、車賃でございます。9節交際費は理事長交際費でございます。10節需用費につきましては、総務課・財政課の事務経費、例規集追録の印刷費、組合事務所の光熱水費、公用車1台の維持管理経費について消耗品をはじめ燃料費等の各費目から支出したものでございます。11節役務費につきましては、通信運搬費は、総務課・財政課に係る電話料、郵便料、各種手数料の主な支出としましては決算附属資料に記載しておりますが人事評価研修の講師派遣手数料でございます。

決算書19、20ページにまいりまして、そのほか健康診断料、理事会会議録筆耕翻訳料、各種保険料等を支出したものでございます。12節委託料につきましては、支出済額が1,028万2,318円でサーバー及びパソコン等の電算機器保守及び各種財務会計システムの保守業務の委託が主な支出であ

ります。そのほかの支出につきましては、労働安全衛生関係としまして産業医委託、ストレスチェック業務委託、組合事務所の施設保守関係としまして施設警備業務、自動扉の保守点検、空調設備の保守点検の委託、事務所清掃業務の委託となっております。職員の給与支給に係る給与計算の電算業務、地方公共団体個人番号システムのサポート保守、そのほか公会計整備業務の委託費用を支出しております。13節使用料及び賃借料につきましては支出済額が882万3,657円で、主な支出としましては業務で使用いたしますサーバー及びパソコン等の電算機器類の賃貸借料でございます。そのほか複写機の賃貸借料、例規サポートシステムの使用料、グループウェア使用料等の費用を支出しております。14節工事請負費につきましては、新型コロナウイルス感染予防対策として事務所トイレの手洗いの自動水栓化工事を実施しております。18節負担金、補助金及び交付金につきましては、宮城県市町村職員研修所の各種職員研修に係る負担金が主な支出でございます。受講実績につきましては、決算附属資料17ページに記載のとおりでございます。26節公課費につきましては、公用車に係る自動車重量税でございます。

続いて、2目文書広報費でございます。支出済額が173万1,535円で、年4回発行しております広報、「広域くろかわ」の発行経費として支出したものでございます。

3目の財政管理費につきましては、支出済額が1,124万9,000円で財政調整基金の預金利子と会計年度におけます歳入歳出の精算額を積み立てたものでございます。また、病院事業貸付金につきましては、指定管理者からの償還分を基金に積み立てております。

4目公平委員会費につきましては、県人事委員会への事務委託経費として2万2,000円を支出したものでございます。

以上が総務費の1項総務管理費でございます。

続いて、2項監査委員費につきましては、予算現額36万1,000円に対しまして支出済額29万7,631円、6万3,369円の不用額となっております。

21、22ページにまいりまして、監査委員費につきましては、例月出納検査、決算審査、定例監査に要した経費で、監査委員への報酬、費用弁償が主な支出でございます。

以上が、議会費、総務費の決算についての説明でございます。

○議長（犬飼克子君） 次に、業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） 引き続きまして、3款民生費について御説明申し上げます。

民生費につきましては、老人ホーム入所判定委員会の運営に要する経費でございまして、予算現額8万円に対しまして支出済額5万2,478円、2万7,522円が不用額となっております。10名の委員

で構成する老人ホーム入所判定委員会を年2回開催いたしまして、12件の事案について判定いただいております。これらの判定委員会運営に要した経費を、委員謝金はじめ需用費は、その他修繕料としてコピー代、通信運搬費につきましては郵便料と各節から支出しております。

なお、別冊の各種会計決算附属資料の18ページに民生費の主な実施概要などが掲載されておりますので御参照お願いいたします。

以上が民生費でございます。

続きまして、衛生費について御説明申し上げます。

4款衛生費につきましては、火葬場、し尿処理施設、ごみ処理施設及び最終処分場の管理運営に要する経費でございます。衛生費全体で予算現額6億146万9,000円に対しまして支出済額が5億8,646万6,256円で1,500万2,744円の不用額となっております。

次に、衛生費の各経費について御説明申し上げます。

4款1項1目保健衛生総務費でございます。保健衛生総務費につきましては、衛生部門の各施設の総括及び連絡調整に要する人件費等の経費でございます。予算現額2,642万9,000円に対しまして支出済額2,588万7千円で54万8,993円の不用額となっております。2節給料から4節共済費までは、業務課の衛生部門担当職員3人に係る人件費でございます。10節需用費から11節役務費までは、消耗品費、公用車管理費などの経常経費に支出しております。12節委託料ですけれども、主に第3期循環型社会形成推進地域計画策定業務委託を実施させていただいております。これによりまして、将来の廃棄物処理施設の整備計画を策定しまして今後予定します汚泥再生処理施設の整備計画の推進を図っております。

なお、保健衛生総務費の主な実施概要につきましては各種会計決算附属資料の19ページを御参照ください。

続きまして、4款1項2目火葬場費について御説明申し上げます。火葬場費につきましては火葬場の管理運営に要する経費でございます。予算額3,645万9,000円に対しまして支出済額3,485万1,311円で160万7,689円の不用額となっております。火葬場の管理につきましては、平成26年度から民間委託しておりますので人件費の計上はございません。10節需用費でございますが、火葬用の消耗品、火葬用の灯油代、施設電気代と施設の各修繕などの運転管理経費でございます。

23、24ページを御覧ください。

11節役務費から12節までは、電気工作物、地下タンクの各種検査経費、火葬業務委託の1,719万3,000円をはじめとしました庭園管理委託業務、清掃業務委託と除雪業務の委託など各種業務委託

などに支出しております。13節使用料及び賃借料は、空調設備、AEDの賃借経費となっております。14節工事請負費は、計画的な火葬炉の設備修繕計画工事の補修経費でございます。18節負担金、補助金及び交付金は、黒川地区危険物安全協会と防火管理協議会への負担金でございます。

なお、火葬場の主な実施概要などにつきましては、各種会計決算附属資料の19ページ、20ページを御参照願います。

続きまして、4款2項1目し尿処理費について御説明申し上げます。し尿処理費につきましては、し尿処理施設の管理運営に関する経費でございます。予算現額6,443万円に対しまして支出済額6,061万3,994円で381万6,006円の不用額となっております。し尿処理施設の管理につきましては平成23年度から民間委託しており、火葬場費と同様に人件費の計上はございません。10節需用費は、機械設備消耗品、汚泥焼却用のA重油代金、施設電気代、し尿処理用の薬品代及び修繕等の運転管理経費でございます。11節役務費でございますが、汚泥焼却炉のばい煙測定及びダイオキシン検査などの公害防止のための各種検査経費でございます。12節委託料でございますが、し尿処理施設管理委託業務の1,991万円をはじめとします委託経費でございます。13節使用料及び賃借料は、吉田川まで続く放流管の一部が個人の敷地を通過しておりますため、その部分を賃借するための賃借料となります。14節工事請負費でございますが、施設の安全と機能維持を図るために必要な工事を計画的に行っておるものでございます。18節負担金、補助金及び交付金は、黒川地区危険物安全協会に対する補助金となっております。

続いて、25、26ページを御覧ください。

26節の公課費は、汚染負荷量賦課金への支出となっております。

なお、こちらも、し尿処理費の主な実施概要などにつきましては、附属資料の20ページ、21ページを御参照願います。

続きまして、4款2項2目ごみ処理費について御説明申し上げます。ごみ処理費につきましては各種ごみ処理施設の管理運営に要する経費でございまして、予算現額4億1,048万2,000円に対しまして支出済額4億377万28円で671万1,972円の不用額となっております。1節報酬は会計年度任用職員7人分の報酬となっております。2節給料から8節旅費までは、ごみ処理施設勤務職員の12名分の給与と会計年度任用職員7人に係る人件費に支出しております。10節需用費は、炉内耐火物をはじめとします各施設機器設備の消耗品購入代、ごみ焼却用のA重油代金、燃料代、また、施設電気等の光熱水費、ごみ焼却処理用の薬品代、また緊急的に行わせていただきました各種修繕となっております。11節役務費はごみ焼却施設のばい煙測定やダイオキシン検査、放射線セシウム濃度等

の公害防止のための各種検査経費でございます。また、ごみクレーンの点検など施設各機器の点検等の費用も含まれております。12節委託料は、焼却施設の運転管理業務5,390万円をはじめとしまして、そのほかに瓶やペットボトル等の再商品化業務委託、焼却施設の点検、清掃業務委託などの各種業務委託経費でございます。13節使用料及び賃借料は、コピー代のリース料、AEDの賃借経費となっております。14節工事請負費でございますが、粗大ごみ処理施設整備工事、また、ごみ焼却施設の整備工事などをはじめとします計画的な施設の整備補修計画経費でございます。

27、28ページを御覧ください。

17節備品購入費につきましては、古畳切断機などを購入させていただきまして廃棄物処理業務の効率化を図っておるものでございます。18節負担金、補助及び交付金は、廃棄物処理施設技術管理者講習の受講料、それと環境管理センター周辺対策協議会などへの各種負担金でございます。26節公課費は、自動車重量税、汚染負荷量賦課金に支出したものでございます。ごみ処理の主な実施概要につきましては、こちらも附属資料の22から26ページを御参照願います。

続きまして、4款2項3目最終処分場費について御説明申し上げます。最終処分場費につきましては一般廃棄物最終処分場の管理運営に要する経費でございまして、予算現額6,366万9,000円に対しまして支出済額6,135万916円で231万8,084円の不用額となっております。10節需用費は、各種消耗品、燃料代、光熱水費、水処理用の薬品代などの運転経費となっております。11節役務費は、地下水ダイオキシン水質検査をはじめとしました各種項目の公害防止のための検査経費でございます。12節委託料は、最終処分場施設維持管理業務委託1,579万7,100円をはじめとしました各種業務委託の経費となっております。14節工事請負費は、浸出水処理施設整備工事などの施設の保守経費でございます。17節備品購入費では、浸出水処理水運搬用のタンクローリーを更新しまして、環境衛生センターへ処理水を運搬するための車両状況を改善しております。26節公課費ですが、公用車の重量税となっております。こちらも、最終処分場の主な事業概要、実施概要などにつきましては決算附属資料の26ページから28ページを御参照願います。

以上が衛生費でございます。説明を終わります。

○議長（犬飼克子君） 次に、消防次長高橋 正君。

○消防本部次長（高橋 正君） それでは、4款衛生費に引き続きまして5款消防費の歳出について御説明申し上げます。説明にあたり決算書は27ページ28ページからとなります。

なお、各種会計決算附属資料につきましては29ページからとなりますので併せて御覧ください。

消防費予算現額19億2,458万7,000円に対しまして支出済額が17億9,059万6,936円、繰越明許費が



6,083万円、事故繰越は89万7,000円でございます、7,226万3,064円の不用額となっております。

初めに、5款1項1日常備消防費から御説明いたします。予算現額11億2,696万円に対しまして支出済額11億1,848万3,905円、事故繰越89万7,000円で757万9,095円の不用額となっております。

決算書28ページから30ページにかけて御覧願います。

2節から4節は職員149名に係る給料等の人件費でございます。

次に7節報償費であります、これにつきましては火災予防運動の一環といたしまして防火ポスターコンクールを開催しており、副賞、参加賞などの経費でございます。

続きまして8節旅費であります、普通旅費につきましては、全国消防長会、東北支部事業の研修会への出張が5名、東京都で実施されました救急救命士国家試験2名、また当直勤務者の消防署所間の勤務調整による自家用車の使用車賃などでございます。次に、特別旅費につきましては、救急救命士養成に伴う東京研修所での研修や宮城県消防学校においての新規採用者に対するの初任総合教育をはじめ、年次計画に基づく各種研修17件、延べ30人に対する入校経費などでございます。続きまして、交際費は消防長の交際費でございます。

次に10節需用費でございます、これにつきましては、消防庁舎管理費並びに総務、警防、救急、救助、予防の各管理費となり、消耗品費、被服費、燃料費、印刷製本費、光熱水費などでございます。

初めに、庁舎管理費から御説明いたします。施設設備修繕料の主なものとしましては、福島県沖地震の影響により破損しました大郷出張所の玄関前アプローチ等の緊急修繕工事や大衡出張所庁舎の柱及び壁のクラック修繕工事など、各署所の経年劣化しました施設設備等の修繕でございます。

次に、総務管理費でございます、消耗品費につきましては、事務用消耗品、清掃用品、法令関係図書等の追録代などでございます。また、活動服などの被服につきましては、貸与計画に基づき更新し貸与しております。燃料費につきましては、LPガス及び灯油代でございます、前年度とほぼ同額となっております。食糧費につきましては、非常用災害出場や大規模訓練参加時の食糧予算でございます、支出としましては青森県を会場として実施しました緊急消防援助隊合同訓練における食糧や長時間にわたる大規模災害時の水分補給としましてスポーツドリンクを購入し、非常時に備えました。印刷製本につきましては、消防年報の印刷製本代や名入封筒印刷料などでございます。光熱水費につきましては、電気料及び水道料となります。

次に、警防管理費消耗品の主なものとしましては、消防ホースを毎年計画的な更新を実施しており、そのほか消火薬剤などを更新しております。警防救急費の消耗品につきましては、主に救急救

命処置に必要な各種用品及び感染防止用消耗品などの購入でございます。印刷製本費は、救命講習会用救急カード及び講習会修了書等の作成費でございます。施設設備修繕料につきましては、ストレッチャーの点検修繕や酸素ボンベバルブ交換などの救急資器材の修理費でございます。薬品費につきましては、救命行為に用いるエピネフリンやブドウ糖溶液などの購入でございます。

なお、令和4年中における薬剤投与件数は22件でございます。

警防救助費の消耗品費につきましては、救助活動上必要な救助用ロープや各種装備品の購入でございます。施設設備修繕料につきましては、空気呼吸器及びボンベバルブ、救助ボート用船外機等の修理費などでございます。次に、予防管理費につきましては、まず消耗品費につきましては広報用冊子や訓練用の水消火器の購入でございます。続きまして、印刷製本費でございますが、火災予防運動ポスターの作成、立入り検査結果通知書、火災調査用の写真現像料などがあります。

以上、常備消防費、10節需用費の支出済額は4,941万9,790円となっております。

次に、11節役務費について御説明いたします。まず通信運搬費につきましては、主に電話料や指令装置回線等の使用料でありまして931万3,969円となっております。各種手数料につきましては、自家用電気工作物の保守管理業務や空気呼吸器点検料、空気酸素ボンベの耐圧検査料などがございます。健康診断につきましては、秋と春の年2回実施してございます。

なお、火災保険料を含む11節役務費の支出済額は1,723万5,378円となっております。

次に、12節委託料でございますが、給与計算電算委託、事業系一般廃棄物処理業務委託、各庁舎付随設備等の保守点検業務委託などがございます。また、救命行為を行うための仙台オープン病院並びに仙台市立病院のメディカルコントロール病院からの救命処置の指示、助言、事後検証等の業務委託、また各種病院研修などを合わせますと、支出済額は352万550円で12万1,450円の不用額となっております。

続いて、13節使用料及び賃借料でございますが、決算書は31ページ、32ページを御覧願います。

使用料及び賃借料につきましては、本部配置の印刷機、各消防署所の当直勤務者用の寝具51組の賃借料のほか高速道路使用料でございます。使用料及び賃借料の支出済額は323万5,904円となっております。

14節工事請負費でございますが、実施概要につきましては大郷出張所排煙装置修繕工のほか、富谷消防署ユニットバス及びシステムキッチンの交換工事、また大衡出張所訓練用手摺並びにガラス保護ルーバー設置工事を行い、工事請負費の支出済額は515万9,000円となっております。

次に、15節の原材料費でございますが、救助訓練用施設整備のための材料を購入しております。

続きまして、17節の備品購入費を御説明いたします。まず、庁用器具費につきましては、各署所の事務用椅子などの不具合が発生している物品を計画的に更新したほか、大衡出張所の事務室用ブラインドを購入しました。次に、機械器具費としまして救急備品ですが大郷出張所配置の自動新マッサージ機の更新やビデオ硬性挿管用喉頭鏡の新規配置などであります。教材機材購入費は、幼年消防クラブ員向けアニメ防災DVDと大郷出張所への新規配置となります。プレビデオプロジェクターの購入でございます。以上、17節備品購入費の支出済額は952万4,922円となっております。

次に、18節の負担金、補助及び交付金でございますが、負担金につきましては全国消防長会等の各種団体の会費、また、宮城県消防学校初任教育や救急救命研修所入所等の研修負担金、各種講習会受講の負担金であり、補助金につきましては黒川地区少年婦人防火委員会に対しての補助金であります。負担金、補助及び交付金の支出済額は853万4,244円で5万7,756円の不用額となっております。22節償還金、利子及び割引料につきましては、宮城県の移譲事務交付金の返還金でございます。交付金につきましては宮城県が前年度の実績から算出しているものであり、結果的に当年度実績が下回ったことによるものでございます。

以上が、消防費1 日常備消防費の概要でございます。

続きまして、2 目消防施設費を御説明いたします。

引き続き、決算書は31ページ、32ページを御覧願います。

消防施設費は主に通信指令施設及び消防車両等に要する経費でございます。予算現額6億3,812万7,000円に対しまして支出済額が6億3,537万3,031円で不用額は275万3,969円となります。

それでは、節ごとに御説明いたします。

まず初めに10節の需用費でございますが、消耗品費につきましては消防車両等のタイヤ更新の経費であり、普通タイヤは6台分、冬用タイヤ5台分、そのほか車両の維持管理に必要な機械用消耗品の購入となっているものでございます。また、燃料費につきましては消防車両等28台分となりますが、内訳につきましては、ガソリン車が13台、ディーゼル車が15台で燃料費の合計は817万6,723円となります。施設設備修繕料につきましては、主なものとして無線機の修繕料となります。車両整備修繕料につきましては、車検整備19台分ほか定期点検整備並びに消防ポンプ自動車及び救急自動車等の修理などに要した経費として約418万円の支出となります。

以上、10節需用費の支出済額は1,499万7,373円となります。

次に、11節役務費について御説明いたします。通信運搬費としまして、外国語による119番通報に対応するための三者間同時通訳多言語対応利用料やネット119緊急通報システム利用料でございます。

ます。各種手数料につきましては、車検対象車の検査手数料や消防救急デジタル無線免許更新のための申請手数料でございます。また、自動車損害保険料につきましては自賠責保険料及び自動車損害共済分担金で、ボートトレーラーを含む30台分の保険料であり、役務費の支出済額は324万3,730円で5,270円の不用額となっております。

次に12節の委託料でございますが、決算書は33ページ、34ページを御覧願います。

委託料につきましては、主に消防救急デジタル無線と消防指令システムの保守点検業務委託料などでございまして支出済額は3,958万1,080円となります。

13節使用料及び賃借料でございますが、消防救急デジタル無線ネットワーク装置の賃貸借料と消防指令システム部分更新賃借料の総額5,522万2,848円を支出しております。

続きまして、14節工事請負費でございますが支出済額は5億2,063万円で、事業内容につきましては高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新移設保守の事業となります。

次に、17節の備品購入費につきましては、I P無線機3台の新規購入と署活系無線機2台の更新でございます。

26節公課費につきましては、車検対象車と新規登録しました更新車両1台分の自動車重量税であり、支出済額は97万5,300円となります。

以上が2目消防施設費の概要でございます。

続きまして、3目庁舎建設事業費を御説明いたします。庁舎建設事業費は予算現額1億5,950万円に対しまして、支出済額は12節委託料の3,674万円となります。

なお、6,083万円が翌年度へ繰越明許費となっているものでございます。

以上が5款消防費でございます。

○議長（犬飼克子君） 次に、財政課長日野正樹君。

○財政課長（日野正樹君） それでは、6款公債費及び7款予備費について御説明申し上げます。

決算書33ページ、34ページを御覧願います。

6款公債費は、予算現額1億2,733万1,000円に対しまして支出済額が1億2,732万8,832円となっております。衛生債11件、消防債8件の元金利子の償還金でございます。

7款予備費は、予算現額10万円に対しまして支出はございませんでした。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 次に、業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） 続いて、8款災害復旧費について御説明申し上げます。

災害復旧費につきましては、令和4年3月16日に福島県沖を震源とします地震による被害に対する衛生部門及び消防部門の復旧経費となります。予算現額が1,993万2,000円に対しまして、支出済額1,982万2,000円となります。11万円の不用額となっております。

次に、災害復旧費の各経費について御説明申し上げます。

8款1項1目ごみ処理施設災害復旧費につきましては、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設を復旧する費用となります。予算現額1,696万2,000円に対しまして支出済額1,685万2,000円、11万円の不用額となっております。12節委託料は復旧工事前の煙突内部の被害状況を確認するため、ごみ焼却施設の煙突内部の清掃点検業務委託を行っております。

続いて14節工事請負費でございますが、粗大ごみ処理施設災害復旧工事及びごみ焼却施設の災害復旧工事を行いまして、施設の維持及び延命化を図っておるものでございます。

以上が災害復旧費、ごみ処理施設となります。

○議長（犬飼克子君） 次に、消防次長高橋 正君。

○消防本部次長（高橋 正君） 続きまして、2項1目消防施設災害復旧費について御説明申し上げます。

14節工事請負費は、1項1目ごみ処理施設災害復旧費同様、福島県沖を震源とする地震の影響により、大郷出張所庁舎周囲の舗装面の破損や地盤の空洞化が発生したことにより災害復旧工事を行い施設全般の維持を図っております。

なお、災害復旧費の詳細については各種会計決算附属資料を御参照願います。

以上が8款災害復旧費でございます。よろしく申し上げます。

○議長（犬飼克子君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番金子 透君。

○10番（金子 透君） 私から1点だけ質問させていただきます。

附属資料の29ページ、常備消防費のうち中ほどよりやや下、管理費ですね。富谷消防署受電設備高圧ケーブル等取替え修繕、これは高圧ケーブルに不都合が起きたので修繕したということでしょうけれども、経年劣化なのか、それともその他の原因なのか。

あともう一点、このケーブルを取り替えるに至ったことを、状態の悪いことを発見した原因というか要因、その2点をお聞かせください。

○議長（犬飼克子君） 消防本部総務課長山家貴広君。

○消防本部総務課長（山家貴広君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

消防本部で契約しております電気保安業務におきまして、契約先である電気保安協会より点検のたびに高圧ケーブル、平成10年から使用しています高圧ケーブルにつきましては耐用年数をとうに超えていますことから交換を推奨しますというような指導がございました。これが破損することに伴いまして、受電設備そのものの破損につながるおそれがあると15年を経過した平成25年以降ずっと継続して指導があったものを交換したものでございます。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 10番金子 透君。

○10番（金子 透君） 今の答弁ですと、電気保安協会という第三者の機関からの御指摘をいただいて交換したと、そういう理解だと思えるんですけども。ということは、状態がよろしくないところは第三者のきちっとした機関による検査等々で、ほかの例えば大郷、大衡の出張所等々の施設も適正に管理されておるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（犬飼克子君） 消防本部総務課長山家貴広君。

○消防本部総務課長（山家貴広君） 先ほど説明しました電気保安協会からの指導の中には、他施設であります富谷消防署であったりの高圧ケーブルの交換も御指導をいただいております。令和4年度中は、失礼しました、富谷消防署ですね、交換をいたしました。その他の薯所における指導もございますが、令和4年度中におきましては富谷消防署の取替えを行いまして、その他の施設に関しましては令和5年度であったり翌年度であったり、計画的に修繕を図る予定、計画をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。ほかにありませんか。5番渡辺良雄君。

○5番（渡辺良雄君） 1点だけ後学のためにお伺いをします。

附属資料の33ページ、黒川地区少年婦人防火委員会補助金30万円とありますが、補助金として結構高額かなと感じましたので、この組織がどのような組織でどのような活動をされたのか少しだけお伺いをいたします。

○議長（犬飼克子君） 消防次長高橋 正君。

○消防本部次長（高橋 正君） ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

補助金30万円につきましては、交付団体としまして、細分化しますと幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブという各種団体がございまして、その期間に交付申請に基づき事業内容を精査した上で補助金の交付となっております。

実施内容につきましては、幼年消防クラブにつきましては幼年消防クラブ員というクラブ員を任命しまして任命証の授与や、あと幼稚園を終了したときの感謝状なり、あと以前は風船をクラブ員とともに消防職員が飛ばしたりする経緯があったんですが、今ヘリウムガスの供給がなされていないということで事業内容をいろいろ検討しまして、消防に関するキャラクターシールを作成し、それをクラブ員に配布して意識の推進などをしております。

また、婦人防火クラブ等につきましては、年1回、管内の4市町村の婦人防火クラブ員が1会場に会しまして研修会などを実施しておりますので、その辺の活動費とかの補助金として交付しております。よろしくをお願いします。

○議長（犬飼克子君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第6、認定第1号令和4年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### 日程第7 認定第2号 令和4年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（犬飼克子君） 日程第7、認定第2号令和4年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

会計管理者に決算の概要説明を求め、その後に業務課参事へ朗読を省略し内容の説明を求めます。会計管理者日野正樹君。

○会計管理者（日野正樹君） 議案書の7ページを御覧願います。

認定第2号令和4年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の38ページ、39ページを御覧願います。

介護認定審査会特別会計の歳入歳出決算でございます。38ページ下段の歳入合計でございます。予算現額1,271万7,000円に対しまして、調定額、収入額、収入済額、同額の1,272万4,820円ござい

います。

続きまして、40ページ、41ページを御覧願います。

下段の歳出合計でございます。予算現額1,271万7,000円に対しまして、支出済額は1,166万5,417円でございます。

続きまして、50ページを御覧願います。

歳入歳出決算実質収支に関する調書でございます。実質収支に関する調書は1,000円単位となっております。区分5の実質収支額は106万円でございます。

以上、決算の概要の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（犬飼克子君） これより昼の休憩に入ります。会議の再開は午後1時からとなります。

午前 1 1 時 5 3 分 休憩

---

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（犬飼克子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） 令和4年度介護認定審査会特別会計決算について御説明いたします。

決算の総額につきましては先ほど会計管理者が説明しておりますので、決算書46ページ、47ページをお開き願いたいと思います。併せて、施策の内容につきましては決算附属資料38ページ以降に記載されておりますので御参照願いたいと思います。

それでは、決算書46、47ページでございますが、1款1項1目市町村負担金につきましては、予算収入、済みともに1,248万2,000円となっております。各市町村からの負担金につきましては、富谷市から462万円、大和町から413万円、大郷町から211万9,000円、大衡村から161万3,000円を頂いております。

2款1項1目繰越金につきましては、21万6,887円となっております。

3款諸収入でございますが、こちらは民生費受託事業収入といたしまして2万5,900円。こちらにつきましては、生活保護受給者の介護認定審査会の受託金といたしまして1件当たり3,700円で7件分ということで調定しております。そのほかにつきましては預金利子等でございます。

次のページ、48、49ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書の御説明を申し上げます。

1款1項1目介護認定審査会費につきましては、現計予算1,271万7,000円に対しまして1,166万



5,417円で105万1,583円の不用額となっております。1節の報酬は、介護認定審査会の委員報酬629万7,400円を支出しております。2節、3節、4節につきましては、担当職員1名分の人件費となっております。7節報償費につきましては、今年度5年度、6年度の審査委員の予定者が4月以降の円滑な審査のために研修を行う上での報償費となります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定委員全ての対象の研修会につきましては中止としまして新規の委員9名に対してのみの研修を行ったため、予算額70万2,000円に対して執行額10万5,300円となり不用額が59万6,700円となっているものでございます。

8節の旅費につきましては、審査委員に対しての費用弁償9万6,710円となっております。10節の事業費につきましては、資料作成に要したコピー用紙、保存用ファイル等の消耗品及びコピー代としての修繕料でございます。11節役務費につきましては、資料発送に係る郵便料、担当職員の健康診断及び審査委員に係る保険料でございます。12節委託料につきましては、機密文書である審査会資料について個人情報保護を図りながらリサイクルするための業務委託及び担当職員の給与電算委託でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、会場使用料として審査委員全員を対象とする研修会について、事務所、会議室では手狭のため大きな会場をお借りして行うための予算計上をしていたものですが、先ほどの7節の説明と重複しますが新型コロナウイルス感染症の影響が予想以上に長引いたため中止したもので執行できなかつたものでございます。

以上で、令和4年度介護認定審査会特別会計の決算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（犬飼克子君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第7、認定第2号令和4年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

日程第8 認定第3号 令和4年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別  
会計歳入歳出決算の認定について

○議長（犬飼克子君） 日程第8、認定第3号令和4年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

会計管理者に決算の概要説明を求め、その後に業務課参事へ朗読を省略し内容の説明を求めます。  
会計管理者日野正樹君。

○会計管理者（日野正樹君） 議案書8ページを御覧願います。

認定第3号令和4年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の51ページ、52ページを御覧願います。

下段の歳入合計でございますが、予算現額95万4,000円に対し、調定額、収入額ともに同額の95万3,416円でございます。

続きまして、53ページ、54ページを御覧願います。

下段の歳出合計でございます。予算現額95万4,000円に対し支出済額は90万4,979円でございます。歳入歳出差引残額は4万8,437円ございまして、翌年度に繰り越すものでございます。

63ページを御覧願います。

歳入歳出決算実質収支に関する調書でございます。実質収支に関する調書は1,000円単位となっております。区分4の翌年度へ繰り越す財源がございませんので、区分5の実質収支額は4万8,000円でございます。

以上、決算の概要の説明とさせていただきます。よろしく御願いたします。

○議長（犬飼克子君） 次に、業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） 決算の総額につきましては先ほど会計管理者が説明しておりますので、決算書59、60ページをお開き願います。施策の内容につきましては、併せまして附属資料43ページ以降に記載されておりますので御参照願いたいと思います。

初めに、歳入歳出事項別明細書の歳入の分について御説明申し上げます。

1款1項1目市町村負担金につきましては、予算額91万4,000円に對しまして91万4,000円の収入済額ということになります。富谷市から33万8,000円、大和町から29万5,000円、大郷町から17万9,000円、大衡村から10万2,000円をそれぞれ頂いているものでございます。

2款2項2目繰越金につきましては3万9,410円、3款諸収入につきましては預金利子で6円という形になっており、収入合計が予算額95万4,000円に對しまして95万3,416円となっているものでございます。

次のページ、61、62ページをお開き願います。

3款1項1目障害支援区分認定審査会費の歳出でございますが、95万4,000円の予算額に対しまして支出済額が90万4,979円で不用額が4万9,021円となっております。1節の報酬につきましては、障害支援区分認定審査会委員の報酬80万1,200円を支出しております。8節の旅費につきましては、審査会委員に対しての費用弁償1万1,803円でございます。10節の需用費につきましては、資料作成に要しましたコピー用紙、保存用ファイルなどの消耗品及びコピー代としての支出でございます。11節役務費につきましては、資料発送に係ります郵便料でございます。

以上で、令和4年度障害支援区分認定審査会特別会計の決算の説明を終わります。よろしく願います。

○議長（犬飼克子君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第8、認定第3号令和4年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### 日程第9 認定第4号 令和4年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定について

○議長（犬飼克子君） 日程第9、認定第4号令和4年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

会計管理者に決算の概要説明を求め、その後に業務課長へ朗読を省略し内容の説明を求めます。  
会計管理者日野正樹君。

○会計管理者（日野正樹君） 議案書の9ページを御覧願います。

認定第4号、令和4年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定について、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の64ページ、65ページを御覧願います。

病院事業会計決算報告書になります。

1、収益的収入及び支出でございます。病院事業収益の決算額は2億562万8,821円でございます。病院事業費用の決算額は3億8,616万1,130円でございます。

2、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は4億708万3,867円で、内訳は市町村出資金、企業債、補助金及び長期貸付金回収金でございます。資本的支出の決算額は4億708万1,044円で、内訳といたしましては、企業債償還金としまして地方債の元利償還金、建設改良費としまして医療機器の購入費、他会計借入金償還金でございます。

以上、決算の概要の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） 次に、業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、病院事業会計決算内容の詳細につきまして御説明申し上げます。

なお、別冊の各種会計決算附属資料の48ページから66ページに病院事業会計決算の概要が掲載されておりますので後ほど御確認ください。

それでは、まず（1）の収益的収入及び支出でございます。

まず収入につきましては、令和3年度より利用料金制度に移行しましたことに伴いまして、組合病院事業会計におけます第1項医業収益につきましては決算額1,000万円となっております。内容につきましては、救急医療運営補助金に要する構成市町村からの負担金となっております。

第2項医業外収益は決算額1億9,562万3,901円となっております。内容につきましては、受取利息、他会計負担金、その他医業外収益、消費税関係の雑収益、長期前受金の戻入益などとなっております。

第3項特別利益でございます。決算額4,920円となっております。内容は消費税の還付に係る還付加算金と過年度分の保険診療切替えに伴います未収金の再計上となっております。

続きまして、支出についてでございます。

第1項医業費用は決算額3億5,614万3,260円、231万3,740円の不用額となっております。内容ですけれども、職員1名分の給与費、医療機器などの修繕料、指定管理者への運営交付金、災害保険料などの経費、建物及び機器備品などの減価償却費、固定資産除却費などの資産減耗費となっております。

続きまして、第2項医業外費用でございます。決算額2,997万6,288円で1,712円の不用額となっております。内容につきましては企業債利息及び長期借入金利息となっております。

続きまして、第3項特別損失でございます。特別損失は4万1,582円で418円の不用額となってお

ります。内容につきましては、過年度分保険診療切替えに伴います未収金の減額に伴う損失計上となっております。

続きまして、（２）資本的収入及び支出でございます。

まず収入でございますが、第１項関係市町村支出金決算額３億１,５３０万５,０００円となっております。内容につきましては、病院の建設時に借入れしました企業債の元金償還分でございます。

続きまして、第２項企業債決算額３,８７０万円。内容ですけれども、令和４年度に医療機器を購入しました際の企業債の借入金収入となっております。

続きまして、第３項補助金ですけれども補助金は決算額２,６５７万８,８６７円、８６７円の不用額となっております。内容ですけれども、電子カルテシステムを導入した際の指定管理者負担分の返金及び４年度に整備しましたマイナンバーカードを活用したオンライン資格確認システムの整備を行ったことに対する国からの医療提供体制設備整備交付金としての補助金ということでございます。

続きまして、第４項長期貸付金回収金でございます。決算額２,６５０万円で、内容は利用料金制移行に際して指定管理者に貸し付けました運営資金の返済金でございます。

次に支出でございます。

第１項企業債償還金につきましては、決算額３億５,９９７万４,０８０円で９２０円の不用額となっております。内容は、病院建設及び医療機器整備事業及び収入の部で説明しました利用料金制に移行する際の指定管理者に運営資金の原資として貸し付けました特別減収対策企業債の企業債償還金となります。

第２項でございます。建設改良費でございます。建設改良費につきましては決算額４,０６７万８,４００円、６００円の不用額となっております。内容につきましては、令和４年度分の医療機器整備事業に関する支出ということでございます。

第３項リース資産購入費につきまして支出はございません。

第４項他会計借入金償還金につきましては、決算額６４２万８,５６４円で４３６円の不用額となっております。内容につきましては、利用料金制に移行する際に運営資金として一般会計から指定管理者に貸し付けました９,０００万円の貸付金を一般会計に返済しているというものでございます。

続きまして、６６ページ、６７ページを御覧ください。

令和４年度の損益計算書でございます。

１、医業収益でございます。代行制から利用料金制に移行したため、（１）入院収益、（２）外来収益はございません。（３）のその他医業収益は市町村からの負担金であります、先ほども御説

明させていただきました救急医療補助金の1,000万円でございます。

したがって、医業収益は1,000万円のみとなっております。

2番、医業費用でございます。

(1) 給与費。給与費は441万6,032円で担当する職員1名分の給与となります。

(3) 経費でございます。経費は1億3,382万6,320円。内容は、職員の健康診断料、消耗品費、修繕料、建物などの火災保険料、通信運搬費、委託料、諸会費、指定管理者への運営交付金及び補助金などとなっております。

(4) 減価償却費。償却費は2億2,105万8,350円です。内容ですけれども、建物の減価償却費及び医療機器の減価償却費となっております。

(5) 資産減耗費は50万7,000円で、こちらは固定資産、医療機器などの廃棄に伴う減価償却費となっております。

したがって、医業費用は3億5,980万7,702円となりまして、医業収益から医業費用を引きました医業損失は3億4,980万7,702円となります。

続きまして3番、医業外収益でございます。

(1) 受取利息及び配当金は73万307円で、こちらの内容は預金に係る利息と指定管理者への長期貸付金に係る利息となります。

(2) 他会計負担金は1億4,970万5,000円で、こちらは企業債償還利子及び病院事業管理運営費、人件費などに要する構成市町村からの負担金となっております。

(5) その他医業外収益36万1,200円ですが、内容は、売店の賃借料、土地使用料、自動販売機の設置料、指定管理者企業債償還金の利息負担分、固定資産売却益となっております。

(6) 消費税関係雑収益126円は会計処理により生じた雑収益となります。

(7) 長期前受金戻入益4,479万1,774円は、以前に指定管理者より受贈取得しました療養病棟、県の補助事業により取得しましたスプリンクラー、指定管理者の負担により取得しました電子カルテシステムなどの減価償却費相当額の収益化をしたものでございます。

したがって、医業外収益は合計1億9,558万8,407円ということでございます。

続きまして4番、医業外費用でございます。

(1) 利息及び企業債取扱い諸費は2,997万4,388円でございます。こちらの内容は、企業債償還に係ります利子と指定管理者への長期貸付金に係る利子となっております。

したがって、医業外費用は2,997万4,388円であり、医業外収益から医業外費用を差し引きま

した1億6,561万4,019円が医業外収益となっております。医業損失3億4,980万7,702円から医業外収益1億6,561万4,019円を差し引きました1億8,419万3,683円が経常損失ということになります。

続きまして5番、特別利益4,920円です。令和3年度消費税還付に係る還付加算金と過年度分保険診療切替えに伴います未収金の再計上となっております。

6番、特別損失ですけれども4万1,582円で、過年度分保険診療切替えに伴う未収金の減額に伴う損失計上となっております。特別利益から特別損失を差し引きました3万6,662円が令和4年度の特別損失となりまして、66ページの経常損失にこの特別損失を加えた1億8,423万345円が当年度の純損失ということでございます。

したがって、前年度繰越欠損金42億3,929万4,375円に当年度の純損失を加えました44億2,352万4,720円が当年度の未処理欠損金となります。

続きまして、68、69ページを御覧ください。

令和4年度黒川地域行政事務組合病院事業会計欠損金計算書でございます。

資本金でございますが、前年度処理後残高が57億320万8,912円、当年度変動額が3億1,530万5,000円となっております。合わせまして、当年度末残高が60億1,851万3,912円となっております。それに対しまして、欠損金の利益剰余金合計の欄の前年度処理後残高がマイナス42億3,929万4,375円となっております。当年度変動額がマイナスの1億8,423万345円となっており、合わせて利益剰余金合計の当年度末残高がマイナス44億2,352万4,720円となっております。

同じページの下の表を御覧ください。

欠損金処理計算書でございます。増額減額の処理は行わずに、そのまま令和5年度に全額繰り越すことになっておりますので、その内容で作成しております。

続きまして、70、71ページをお開きください。

令和4年度の貸借対照表となります。

まず資産の部になります。

#### 1、固定資産。

固定資産の(1)有形固定資産です。イ、土地が7億804万9,963円。土地を除きました固定資産からは減価償却を差し引まして、残った価値を固定資産として計上いたしますので、ロ、建物は20億5,753万3,678円となります。2の機械備品は3億53万3,120円。への有形リース資産は34万6,000円となりまして、有形固定資産合計が30億6,646万2,761円となります。

続きまして、(2)投資その他資産でございます。ロ、その他の資産が3億1,800万円となりま

して、投資その他の資産合計額は同額となります。

したがって、(1)の有形固定資産と(2)投資その他の資産合計を足しました33億8,446万2,761円が固定資産の合計額ということでございます。

続きまして、2の流動資産でございます。

(1)現金預金は3,956万5,125円でございます。(2)未収金は2,095万83円、(3)短期貸付金は2,650万円となっております。流動資産合計額は8,701万5,288円でございます。

よって、資産の部、固定資産と流動資産を合わせました資産合計額は34億7,147万7,969円ということでございます。

71ページを御覧ください。

次に、負債の部でございます。

3、固定負債(1)企業債は9億4,643万6,441円となります。こちらは病院移転新築事業や医療機器の整備事業などの企業債となります。(2)他会計借入金は、指定管理者に運営費として貸付けしました一般会計からの借入金の残高で7,714万2,864円となります。(4)番、引当金の中のロ、修繕引当は2,343万7,000円となりまして、固定負債の合計額が10億4,701万6,305円となります。

4番、流動負債です。こちらは1年以内に返済すべき負債ということでございます。(2)番の企業債。企業債は3億3,451万1,424円でございます。(3)番、他会計借入金は642万8,572円、(5)番の未払い金は年度末に完了した各種事業費で年度を過ぎてから支払いされたもので563万8,350円となります。(7)番、引当金のロ、賞与引当金は職員1名分の賞与でございます43万908円です。ハ、修繕引当金は緊急修繕に充てる800万円となります。

したがって、引当金合計が843万908円となり、流動負債合計額は3億5,500万9,254円ということでございます。流動負債につきましては、先ほど御説明しました流動資産合計8,701万5,208円を上回りますが、不良債務の算出につきましては流動負債の総額から企業債などの金額を控除した額をもって算出しますので、この結果、流動負債が流動資産を下回りますので資金不足は発生しておりません。引き続き健全な経営状況と判断できるものでございます。

続きまして5、繰延収益でございます。(1)番、長期前受金は8億6,651万1,120円で、(2)長期前受金収益化累計額は3億9,204万7,902円となります。繰延収益合計額は4億7,446万3,218円となりまして、固定負債合計と流動負債合計、繰延収益合計を合わせた負債合計は18億7,648万8,777円となります。

72ページを御覧ください。



資本の部でございます。

6、資本金。(1)自己資本金の中のイ、固定資本金5,395万8,912円、ロの繰入資本金59億6,163万5,000円、ハ、組入資本金292万円で自己資本金合計は60億1,851万3,912円となります。

続きまして7、剰余金でございます。(1)資本剰余金はございません。(2)利益剰余金のその中のニ、当年度未処分利益剰余金はマイナス44億2,352万4,720円となります。ページ上の資本金合計から剰余金合計を差し引きました15億9,498万9,192円が資本合計となりまして、負債資本合計は34億7,147万7,969円となります。

なお、負債資本合計と70ページの資産合計は同額となっておりますので御確認ください。

以上が病院事業会計決算書の説明でございます。以上でございます。

○議長(犬飼克子君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。

これより日程第9、認定第4号令和4年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(犬飼克子君) 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### 日程第10 認定第5号 令和4年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業 会計決算の認定について

○議長(犬飼克子君) 日程第10、認定第5号令和4年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを議題といたします。

会計管理者に決算の概要説明を求め、その後に業務課長へ朗読を省略し内容の説明を求めます。  
会計管理者日野正樹君。

○会計管理者(日野正樹君) 議案書10ページを御覧願います。

認定第5号令和4年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定について、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の74ページ、75ページを御覧願います。

訪問看護ステーション事業会計決算報告書になります。収益的収入及び支出でございますが、事

業収益の決算額は86円でございます。

次に、事業費用の決算額はございませんでした。

以上、決算の概要の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（犬飼克子君） 次に、業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、令和4年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算報告書の説明をさせていただきます。別冊の各種会計決算附属資料につきましては、67ページから73ページが当該訪問看護ステーション事業会計の決算概要となっておりますので御参照願えればと思います。

それでは、収入の部。

第1款事業費用です。事業費用ですが、令和3年度より利用料金制に移行したことによりまして、第1項訪問看護事業外収益のみとなりまして当初予算額は1,000円になっております。決算額は86円となっております、これは預金利息でございます。

続きまして、支出の部でございます。

第1款事業費、第1項訪問看護事業費ですけれども、当初予算額は3万2,000円ですが決算額はゼロ円となりまして不用額が同額の3万2,000円となっております。

続きまして、76ページ、77ページを御覧ください。

令和4年度損益計算書でございます。

こちら令和3年度より利用料金制に移行したことによりまして、1、訪問看護事業収益、2、訪問看護事業費用ともにゼロ円となっております。

3番、訪問看護事業外収益は、（1）受取利息及び配当金の86円のみとなっております。

4番、訪問看護事業外費用もゼロ円であり、したがって経常利益は86円となります。

5番、特別利益はゼロ円でございます。

6番、特別損失もゼロ円ですので当年度純利益は86円となります。前年度繰越欠損金は9,510円ですので、これから当年度純利益86円を差し引いたものが当年度未処理欠損金の9,424円となります。

続きまして、78、79ページを御覧ください。

令和4年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計剰余金計算書でございます。

資本金の列を御覧ください。一番下の行にあります当年度末残高は397万6,000円となっております。次に右に移っていただきまして、剰余金合計の列は518万7,576円となっております、その右

隣の資本金合計が916万3,576円となっております。

同ページの下の表を御覧ください。

欠損金処理計算書でございます。増額、減額の処理は行わずに、そのまま令和5年度に全額繰り越すものとしております。

続いて、80、81ページを御覧ください。

令和4年度の貸借対照表でございます。

初めに、資産の部でございます。

1、固定資産、(1)有形固定資産ですけれども、訪問看護ステーションにおいて固定資産はハの車両しかございませんので、減価償却分を差し引いた残りの固定資産合計は18万4,416円となります。

続きまして、2、流動資産でございます。(1)現金預金は880万4,103円で、(2)未収金は17万5,057円となっております。この2つを合わせました流動資産合計が897万9,160円となりまして、固定資産と流動資産を合わせました資産合計は916万3,576円となっております。

続いて、負債の部でございます。81ページになります。

3番、流動負債ですが、こちらはゼロ円でございます。

続きまして、資本の部。

4、資本金。(1)自己資本金のイ、繰入資本金は163万8,000円、ロの組入資本金は233万8,000円で、この2つを合わせました資本金合計は397万6,000円となります。

次に5番、剰余金。(1)剰余金のイ、利益積立金が519万7,000円、ロ、建設改良積立金はゼロ円です。ハの当年度未処分利益剰余金がマイナス9,424円となりまして、この2つを合わせました利益剰余金合計が518万7,576円となっております。資本金合計と剰余金合計を合わせました資本金合計は916万3,576円となりまして、負債資本合計に関しても同額となっております。

なお、80ページの資産合計額と81ページの負債資本合計の金額が同額となっていることを御確認ください。

以上が、訪問看護ステーション事業会計でございます。説明を終わります。

○議長(犬飼克子君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。

これより日程第10、認定第5号令和4年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計

決算の認定についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

日程第11 報告第1号 令和4年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告について

○議長（犬飼克子君） 日程第11、報告第1号令和4年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告についてを議題とし、報告を求めます。財政課長日野正樹君。

○財政課長（日野正樹君） 議案書の11ページを御覧願います。

報告第1号令和4年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告するものでございます。

下の表を御覧願います。

病院事業会計、訪問看護ステーション事業会計ともに資金不足は生じておりません。

以上、報告といたします。

○議長（犬飼克子君） 以上で、日程第11、報告第1号令和4年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告についてを終わります。

これをもって本日の日程を全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第4回黒川地域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午後1時42分 閉会

以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

令和5年8月8日

黒川地域行政事務組合議会

議 長 犬 飼 克 子

署名議員 畑 山 和 晴

署名議員 渡 辺 良 雄